

2019年9月吉日

ご利用者各位

東京国際エアカーゴターミナル株式会社

消費税法改正に伴う搬出登録業務の一時停止のご案内

初秋の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日(火)から実施される消費税法改正(税率10%へ引き上げ)に際しまして、弊社システム内のデータ更新を行うことから、下記の通り、搬出登録業務(OUT)を一部停止させていただきます。

ご利用者様にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

記

■ 搬出登録業務の一時停止期間

2019年10月1日(火)午前0時00分～同日午前0時15分

※一時停止期間中もD/Oのご提出は受付いたしますが、搬出登録は再稼働後となります。

以上

< 当件に関するお問合せ先 >

東京国際エアカーゴターミナル株式会社 事業部 貨物事業課

Tel : 03-5757-7558 / Email : kamotsu@tiact.co.jp